

足利工業大学学則

第1章 総則

(名称)

第1条 本学は、足利工業大学と称する。

(目的等)

第2条 本学は、学校教育法第83条に則り、工学に関する学術の教授及び研究を行い、人類の平和と国際社会の発展に貢献し得る人間の育成につとめることを目的とする。

2 本学における人材養成の方針は、建学の理念である和の精神を基盤に置き、心身ともに健康で、創造性と実践力を備えた心ある技術者の養成とする。

3 前各項に係るその他の必要な事項は、別に定め公表する。

(自己評価等)

第2条の2 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価に関する必要な事項は、別に定める。

(所在地)

第3条 本学は、栃木県足利市大前町268の1に置く。

第2章 学部学科

(学部・学科)

第4条 本学に工学部を置き、創生工学科を置く。

第3章 収容定員

(収容定員)

第5条 本学の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学 科 名	入学定員	収容定員
創 生 工 学 科	4 4 0 名	1 7 6 0 名
合 計	4 4 0 名	1 7 6 0 名

第4章 教育課程

(授業科目の区分)

第6条 本学における授業科目を教養科目及び専門科目に区分する。

(教育課程)

第7条 本学の各学科の教育課程は、別表1のとおりとする。

- 2 高等学校教員免許状取得を希望する者のための教職に関する専門科目は、別表2のとおりとする。
- 3 前項において取得させることのできる学科の名称、免許状の種類及び免許教科は、次のとおりである。

学科の名称	免許状の種類及び免許教科	
工 学 部 創 生 工 学 科	高等学校教諭 一種免許状(工業)	高等学校教諭 一種免許状(情報)

第5章 履修方法

(履修方法)

第8条 学生は、在学中教養科目から30単位以上、専門科目から80単位以上、合計124単位以上を修得しなければならない。

- 2 履修に関する必要な事項は、別に定める。

(単位計算の基準)

第9条 授業科目の単位計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業方法に応じ当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して次の基準により単位数を計算する。

- (1) 講義は、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習は、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、授業科目によってはその教育効果を考慮し、15時間の授業をもって1単位とすることができる。
- (3) 実験・実習・実技は、30時間から45時間の範囲で定める時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 前各号の規定にかかわらず卒業研究又は卒業設計の授業科目については、その学修の成果を考慮して単位を授与することができる。

(単位修了の認定方法)

第10条 単位修了の認定は、試験及び平素の成績による。

- 2 試験は、学期末又は当該科目の担当教員が必要と認めた時に随時行うことができる。
- 3 全項の試験は、筆記、口述、論文等で行う。ただし、授業科目によっては、担当教員の定めるレポート、又は平素の成績をもって代えることができる。

(成績の評価)

第11条 成績は、優、良、可、不可の4段階とし、優、良、可は合格とし、不可を不合格とする。

(単位授与)

第12条 前条の規定により合格の認定を受けた科目に対しては、所定の単位を与える。

第6章 修業年限及び卒業

(修業年限)

第13条 本学の修業年限は、4年とする。ただし、在学年数は8年を超えてはならない。

(卒業の要件)

第14条 本学を卒業するためには、第8条に規定する単位を修得しなければならない。

(他の大学等における授業科目の履修等)

第14条の2 教授会が教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学（以下「他大学等」という。）において履修した授業科目について修得した単位を本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教授会が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前各項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、合わせて30単位を限度として卒業の要件となる単位として認めることができる。

(入学前の既修得単位等)

第14条の3 教授会が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に他大学等（外国の大学等を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教授会が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第2項に規定する学修を本学における授業科目の学修とみなし、単位を与えることができる。

3 前各項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、編入学、転入学の場合を除き、前条第3項の規定を準用する。

(細則)

第14条の4 前2条に関する必要な事項は、別に定める。

(学位)

第15条 本学に4年以上在学し、所定の科目を履修して必要単位を修得した者には、卒業を認定し、学士（工学）の学位を授与する。

2 学位の授与に関する必要な事項は、別に定める。

第16条 削除

第7章 学年、学期及び休業日等

(学年)

第17条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第18条 学年は、次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月20日まで

後期 9月21日から翌年3月31日まで

(1年間の授業期間)

第18条の2 1年間の授業を行う期間は、試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(休業日)

第19条 休業日は、次のとおりとする。

日曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

創立記念日 5月18日

夏期休業日 8月1日から9月20日まで

冬期休業日 12月25日から翌年1月5日まで

春期休業日 3月1日から3月31日まで

2 学長は、前項の休業日を臨時に変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

(宗教行事)

第20条 本学は、次の宗教行事を行う。

釈尊降誕会

物故者慰霊祭

成道会

涅槃会

第8章 入学、退学、休学、転入学、転学科、再入学、編入学、転学、留学及び除籍

(入学時期)

第21条 学生の入学は、学期の始めとする。

(入学資格)

第22条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

(3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科

学大臣の指定した者

- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
- (7) その他本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学志願)

第23条 入学志願者は、指定する期日までに本学所定の出願書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。

(入学試験)

第24条 入学志願者については、選考の上、合格者を決定する。

(入学手続)

第25条 合格者は、指定する期日までに本学所定の書類に入学金その他の学費を添えて提出しなければならない。

2 入学の許可は、前項の手続きを経た者について学長が行う。

(退学)

第26条 退学しようとする者は、理由を詳記して保証人と連署で学長に願い出て許可を得なければならない。

(休学)

第27条 病気その他やむを得ない理由によって2ヶ月以上学修することができない者は、保証人と連署で学長に願い出て許可を得て休学することができる。

2 健康上又は特別の必要があると認められた者には、学長は休学を命ずることができる。

3 休学の期間は、在学年数に算入しない。ただし、通算3年を超えて休学することはできない。

4 学年を越えて休学することはできない。ただし、特別の理由のあるときは、引続き許可することができる。

(復学)

第27条の2 休学期間が満了したときは、学長に復学を願い出なければならない。

2 休学期間中にその理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

(転学科)

第27条の3 削除

(転入学)

第28条 他の大学から本学に転入学を志願する者は、選考の上、相当の学年に転入学を許可することがある。

- 2 転入学を志願する者は、現に在学する大学の学長の承認がなければならない。
- 3 前第1項の規定により入学を許可された者の既修の授業科目、単位数の取扱方法及び在学すべき年数の認定について必要な事項は、別に定める。

(編入学)

第29条 大学を卒業した者、短期大学又は高等専門学校を卒業した者、学校教育法施行規則第92条の3の規定に該当する者及び専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者で、本学の相当学年に編入学を志願する者に対しては、選考の上、編入学を許可することがある。

- 2 編入学者の在学年数、履修科目、取得の単位数の認定について必要な事項は、別に定める。

(再入学)

第29条の2 退学又は除籍された者が再入学を願い出たときは、選考の上、入学を許可することがある。ただし、懲戒による退学者の再入学は認めない。

- 2 再入学者の在学年数、履修科目、取得単位数の認定について必要な事項は、別に定める。

(転学)

第30条 本学から他の大学へ入学又は転学しようとする者は、保証人と連署で学長に願い出て許可を受けなければならない。

(留学)

第30条の2 学生が外国の大学又は短期大学に留学しようとするときは、教授会の議を経て許可することができる。

- 2 前項による留学の期間は、1年を限度として本学の修業年限に算入することができる。
- 3 第14条の2第1項及び第3項の規定は、学生が留学する場合に準用する。

(除籍)

第31条 次の各号の一に該当する場合は、教授会の議を経て除籍する。

- (1) 在学年限を超えた者
- (2) 休学年限を超えた者
- (3) 休学期間が満了しても手続きをしない者
- (4) 学費の納付を怠り、督促を受けても納付しない者
- (5) 死亡又は長期間にわたり行方不明の者
- (6) 入学許可後、在籍の意志がないにも拘らず退学願を提出しない者
- (7) 特別な事由なく履修登録をせず、在籍の意思無しと判断された者

第9章 学費

(学費)

第32条 本学において徴収する学費は、別表3のとおりとする。

- 2 一旦納入した学費は、原則として、返還しない。
- 3 前2項に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

第10章 職員組織

(職員)

第33条 本学に、次の職員を置く。

学 長
副 学 長
教 授
准 教 授
講 師
助 教
助 手
教 務 職 員
事 務 職 員
その他の職員

- 2 前項に定める副学長は、本学の教授をもって充てる。

(職務)

第34条 職員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 学長は、校務を掌り、所属教職員を統督する。
- (2) 副学長は、学長を補佐し、その職務を助ける。
- (3) 教授は、准教授、講師及び助教は、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- (4) 助手は、教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。
- (5) 教務職員は、学長その他上職の指示に従って教務関連の職務に服する。
- (6) 事務職員及びその他の職員は、学長その他上職の指示に従って諸般の職務に服する。

第11章 教授会

(教授会)

第35条 本学に、教授会を置く。

- 2 教授会は、学長、副学長及び専任の教授をもって組織する。ただし、必要な場合には臨時に准教授、専任講師及び助教を加えることができる。
- 3 教授会は、必要に応じて前項の構成員以外の者を出席させることができる。

(教授会の招集)

第36条 定例教授会は、毎月1回とする。ただし、臨時教授会は、学長が必要と認めたとき又は構成員の3分の2以上の請求があったときにこれを招集する。

(会議の成立)

第37条 会議は、会員の過半数の出席によって成立し、その議事は出席会員の過半数によってこれを決める。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。

(議長)

第38条 学長は、教授会を招集してその議長となる。

(審議事項)

第39条 教授会は、次の事項を審議する。

- (1) 学則の変更及び規則の制定、変更に関する事項
- (2) 教育課程に関する事項
- (3) 入学並びに成績考査及び卒業に関する事項
- (4) 退学、休学及び転学に関する事項
- (5) 学生の賞罰に関する事項
- (6) 教授研究及び学生指導に関する重要な事項
- (7) 教員の任用に関する事項
- (8) その他学長からの諮問事項

(細則)

第40条 教授会に関する細則は、別に定める。

第12章 科目等履修生、研究生、外国人留学生及び特別聴講学生

第41条 削除

(科目等履修生)

第41条の2 本学の学生以外の者で、本学が開設する授業科目の中から1又は複数の科目の履修を願い出る者があるときは、学生の修学を妨げない限り選考の上、科目等履修生として入学を許可し、単位を与えることができる。

(研究生)

第42条 官公庁、会社その他の団体からの委託により、本学において特定の事項につき研修を願出たときは、学生の修学を妨げない限り、研究生として許可する。

2 本学の学生が、卒業後さらに研究を継続したい場合には、願出により研究生として許可する。

3 前各項のほか、学長が特別に許可した者。

(外国人留学生)

第43条 外国人で教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

(特別聴講学生)

第43条の2 他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）に在学する学生で、本大学において授業科目を履修しようとする者があるときは、当該他大学又は短期大学との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

(細則)

第44条 科目等履修生、研究生及び特別聴講学生に関する規程は、別に定める。

第13章 賞罰

(表彰)

第45条 操行、学業ともに優秀な者又は奇特の行為のあった者（団体の場合は、当該団体）に対しては、これを表彰することができる。

(懲戒)

第46条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て学長が懲戒する。

2 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなくて出席常でない者

(4) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

(細則)

第46条の2 前2条に関する必要な事項は、別に定める。

第14章 附属施設等

(附属施設)

第47条 本学に、附属図書館、情報科学センター、総合研究センター及び睡眠科学センターを置く。これに関する規程は、別に定める。

(公開講座)

第47条の2 地域社会における生涯教育の振興を目的として、本学に公開講座を開設することができる。

第15章 学則の変更

(学則の変更)

第48条 本学則の改正には、教授会員の3分の2以上が出席し、出席会員の3分の2以上の同意を必要とする。

附 則 (学科再編に伴う変更)

- 1 本学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 工学部機械工学科、電気電子工学科、建築学科、都市環境工学科、システム情報工学科については平成23年度より学生募集を停止し、在学生在が卒業する時点で廃止の手続きを行う。尚、教育課程については、廃止まで存続する。

[別表1] 工学部 創生工学科

科目区分	授業科目の名称	単位数			摘要
		必修	選択	自由	
教養科目	建学の理念に関わる科目	建学の理念と聖徳太子		2	
		人間と宗教		2	
		暮らしのなかの宗教		2	
		仏教の源流といま		2	
		ヒューマン・エナジー入門		2	
		地方の大学と社会		2	
	人文・社会科学	科学史		2	
		哲学		2	
		文学Ⅰ		2	
		文学Ⅱ		2	
		心理学Ⅰ		2	
		心理学Ⅱ		2	
		法学Ⅰ		2	
		法学Ⅱ		2	
		文化論Ⅰ		2	
		文化論Ⅱ		2	
		教育学Ⅰ		2	
		教育学Ⅱ		2	
		足利史Ⅰ		2	
		足利史Ⅱ		2	
		ゼミナール(人文・社会科学)		1	
		人文・社会科学総合A		2	集中
	人文・社会科学総合B		2	集中	
	自然科学	数理演習		2	
		関数入門		2	
		数学基礎		2	
		総合科学実験Ⅰ		2	
		総合科学実験Ⅱ		2	
		数学Ⅰ		2	
		数学Ⅱ		2	
		数学Ⅲ		2	
		数学Ⅳ		2	
物理学Ⅰ			2		
物理学Ⅱ			2		
化学Ⅰ			2		
化学Ⅱ			2		
ゼミナール(自然科学)			1		
自然科学A			1	集中	
自然科学B			1	集中	
自然科学C		1	集中		
自然科学D		1	集中		
教養科目	外国語	英語Ⅰ		2	
		英語Ⅱ		2	
		英語Ⅲ		2	
		英語Ⅳ		2	
		英会話		2	
		ドイツ語Ⅰ		2	
		ドイツ語Ⅱ		2	
		中国語Ⅰ		2	

科目区分	授業科目の名称	単位数			摘要
		必修	選択	自由	
教養科目	外国語	中国語Ⅱ		2	
		韓国語Ⅰ		2	
		韓国語Ⅱ		2	
		日本語Ⅰ		2	
		日本語Ⅱ		2	
		日本語Ⅲ		2	
		日本語Ⅳ		2	
		ゼミナール(外国語)		1	
		英語A		1	集中
		英語B		1	集中
	健康・スポーツ科学	健康スポーツⅠ		1	
		健康スポーツⅡ		1	
		健康スポーツⅢ		1	
		健康スポーツⅣ		1	
		生涯スポーツⅠ		1	
		生涯スポーツⅡ		1	
		シーズンスポーツ		1	集中
	研海修外	国際文化体験Ⅰ		2	集中
		国際文化体験Ⅱ		2	集中
	教養ゼミ	文章表現Ⅰ		1	
		文章表現Ⅱ		1	
		文章表現Ⅲ		1	
		自己表現Ⅰ		1	
		自己表現Ⅱ		1	

科目 区分	授業科目の名称	単位数			摘要	
		必 修	選 択	自 由		
専 門 教 育 科 目	学科専門科目 (Ⅰ群)	環境工学概論		2		
		エネルギー工学概論		2		
		脳科学概論		2		
		生命システム学入門		2		
		情報システムデザイン概論Ⅰ		2		
		情報システムデザイン概論Ⅱ		2		
		機械・電気概論Ⅰ		2		
		機械・電気概論Ⅱ		2		
		建築・社会基盤概論Ⅰ		2		
		建築・社会基盤概論Ⅱ		2		
	学科専門科目 (Ⅱ群)	フレッシュマンゼミ		1		
		コンピュータリテラシー		2		
		コンピュータサイエンス入門		2		
		応用物理学Ⅰ		2		
		応用物理学Ⅱ		2		
		応用数学Ⅰ		2		
		応用数学Ⅱ		2		
		総合英語Ⅰ		1		
		総合英語Ⅱ		1		
		総合英語Ⅲ		1		
		総合英語Ⅳ		1		
		技術者倫理		2		
		インターンシップ		2	集中	
		情報化社会と情報倫理		2		
		知的財産関係法規		2		
		課題研究	2			
		卒業研究A	4			
		卒業研究B	4			
	職業指導			2		
	情報と職業			2		
	自然エネルギー・環境学系					
	学 系 専 門 科 目	自然エネルギー概論		2		
環境とライフスタイル			2			
自然エネルギーと適正技術			2			
自然エネルギー設計法A			2			
自然エネルギー設計法B			2			
自然エネルギー・環境実習A			2			
自然エネルギー・環境実習B			2			
自然エネルギー・環境実習C			2			
熱工学Ⅰ			2			
熱工学Ⅱ			2			
熱機関			2			
省エネルギー			2			
太陽エネルギー			2			
風力エネルギー			2			
バイオエネルギー		2				

科目区分	授業科目の名称	単位数			摘要	
		必修	選択	自由		
専門教育科目	学系専門科目	自然エネルギー特別講義Ⅰ		2		
		自然エネルギー特別講義Ⅱ		2		
		環境法規・法令		2		
		環境保全Ⅰ		2		
		環境保全Ⅱ		2		
		環境機能性材料		2		
		エコトランスポートーション		2		
		花火と環境		2		
		エネルギー環境と歴史		2		
	エネルギー環境と倫理		2			
	生命システム学系					
	学系専門科目	生命システム学系	基礎生物学		2	
			脳と物質		2	
			脳のハードウェア		2	
			生化学実験		2	
			分子生物学		2	
			睡眠科学		2	
			睡眠環境学		2	
			認知心理学Ⅰ		2	
			認知心理学Ⅱ		2	
			社会とメディア		2	
			社会情報学		2	
			マンマシンシステム		2	
			生命倫理		2	
			運動生理学		2	
			生命システム学実習Ⅰ		2	
			生命システム学実習Ⅱ		2	
			デジタル信号処理		2	
			臨床心理学Ⅰ		2	
			臨床心理学Ⅱ		2	
			産業心理学		2	
			行動分析学Ⅰ		2	
			行動分析学Ⅱ		2	
			実験デザイン法		2	
			実験デザイン演習		1	
	多変量解析		2			
ブレインコンピュータインタフェイス		2				
生体計測		2				
生体制御論		2				
生命システム学輪講		1				
情報システムデザイン学系						
学系専門科目	情報システムデザイン学系	システム工学		2		
		OR		2		
		確率・統計		2		
		データ解析		2		
		情報数学		2		

科目区分	授業科目の名称	単位数			摘要
		必修	選択	自由	
専門科目教育科	システム制御		2		
	情報技術Ⅰ		2		
	情報技術Ⅱ		2		
	創造性教育プロジェクトⅠ		2		
	創造性教育プロジェクトⅡ		2		
	創造性教育プロジェクトⅢ		2		
	創造性教育プロジェクトⅣ		2		
	情報システムデザイン基礎実習Ⅰ		2		
	情報システムデザイン基礎実習Ⅱ		2		
	情報システムデザイン応用実習Ⅰ		2		
	情報システムデザイン応用実習Ⅱ		2		
	情報通信ネットワーク		2		
	離散システム		2		
	デザインマネジメント		2		
	マーケティングとデザイン		2		
	品質工学		2		
	データベース		2		
	組込みシステム		2		
	プロダクトデザイン		2		
	システム最適化手法		2		
	センサ工学		2		
	情報セキュリティ		2		
	環境マネジメントシステム		2		
	シミュレーション		2		
	MOT概論		2		
	経営デザイン		2		
	プログラミング基礎		2		
	プログラミング応用		2		
	アルゴリズムとデータ構造		2		
	オペレーティングシステム		2		
	ソフトウェア工学		2		
	ネットワークプログラミング		2		
	オブジェクト指向プログラミング		2		
	知能情報システム		2		
CG		2			
グラフィックプログラミング		2			
Webデザイン		2			
マルチメディアデザイン		2			
デザイン論		2			
ゲームプログラミング		2			
感性科学とデザイン		2			
コンピュータ造形法		2			
画像処理		2			
ロボットシステム		2			
生産システム		2			
メカトロニクス		2			

科目区分	授業科目の名称	単位数			摘要
		必修	選択	自由	
コース専門	コンピュータアーキテクチャ		2		
	ロボット創生学		2		
	材料計画とデザイン		2		
	応用システムデザイン		2		
機械・電気工学系					
専門教育科目	製図基礎		2		
	CAD基礎		2		
	機械・電気実験A		2		
	機械・電気実験B		2		
	機械・電気実験C		2		
	機械・電気実験D		2		
	シーケンス制御 I		2		
	シーケンス制御 II		2		
	材料力学A		2		
	材料力学B		2		
	流体力学 I		2		
	流体力学 II		2		
	機構学		2		
	金属材料基礎		2		
	金属材料		2		
	機械工作法		2		
	機械要素		2		
	切削加工		2		
	JIS機械製図		2		
	JIS機械製図応用		2		
	機械力学A		2		
	機械力学B		2		
	流体機械		2		
	自動車工学 I		2		
	自動車工学 II		2		
	非金属材料		2		
	塑性加工		2		
	精密加工		2		
	機械設計		2		
	工業CAD I		2		
	工業CAD II		2		
	機械設計応用		2		
	アクチュエータ工学		2		
電気電子製図		2			
電気回路 I 及び演習		3			
デジタル回路		2			
基礎電子回路及び演習		3			
電気磁気学 I 及び演習		3			
過渡現象		2			
電気電子物性		2			
電気電子設計		2			

科目 区分	授業科目の名称	単位数			摘要	
		必 修	選 択	自 由		
専 門 教 育 科 目	学 系 専 門 科 目	パワーエレクトロニクス		2		
		半導体デバイス工学		2		
		高電圧工学		2		
		無線システム工学		2		
		電力技術実習基礎		2	集中	
		電力技術実習応用		2	集中	
	コ ー ス	専 門 科 目	PC援用材料力学		2	
			機械力学C		2	
			材料力学C		2	
			材料強度学		2	
			力学計測基礎		2	
			3DCAD		4	
			CAE基礎		3	
			3D計測 I		2	
			3D計測 II		2	
			機械工作実習		3	
			CAM実習		3	
			CAD/CAMデザイン総合演習 I		2	
			CAD/CAMデザイン総合演習 II		2	
			CAE応用		3	
			工業デザイン I		2	
			工業デザイン II		2	
			創作ゼミ I		1	
			創作ゼミ II		1	
			創作ゼミ III		1	
			電気回路 II		2	
			電子回路		2	
			伝送回路		2	
			電気磁気学 II		2	
			電気電子計測		2	
	発電電工学		2			
	送配電工学		2			
	電力系統工学		2			
	電気法規・施設管理		2			
	電気電子材料		2			
	電気通信法規		2			
電磁波工学		2				
通信工学		2				
電力工学演習		1				
電気応用工学		2				
電気電子工学実験		2				
建築・社会基盤学系						
学 系 専 門 科 目	専 門 科 目	建築・土木基礎製図		1		
		材料基礎		2		
		構造力学 I		3		
		構造力学 II		2		

科目 区分	授業科目の名称	単位数			摘要
		必 修	選 択	自 由	
専 門 教 育 科 目	構造力学Ⅱ演習		1		
	建築応用力学		2		
	測量Ⅰ		2		
	測量Ⅱ		2		
	測量実習Ⅰ		2		
	建築・土木基礎実験		2		
	都市設計		2		
	鉄筋コンクリート構造Ⅰ		2		
	鉄骨構造Ⅰ		2		
	都市計画		2		
	福祉環境学		2		
	防災工学		2		
	建築・社会基盤特別実習		2		
	地区設計		2		
	建築計画Ⅰ		2		
	建築計画Ⅱ		2		
	建築環境工学		2		
	建築施工		2		
	建築設備		2		
	建築設計製図Ⅰ		2		
	建築設計製図Ⅱ		2		
	建築設計製図Ⅲ		2		
	建築設計製図Ⅳ		2		
	建築法規		2		
	歴史意匠		2		
	建築CAD・CG		1		
	木質構造		2		
	建築基礎構造		2		
	人間環境学		2		
	環境デザイン学		2		
	設備設計		2		
	構造製図		2		
	施工製図		2		
	コンクリート材料		2		
	土木計画		2		
	土木史		2		
	ランドスケープデザイン		2		
	GIS		1		
	建築構造力学		2		
	建築材料		2		
	鉄筋コンクリート構造Ⅱ		2		
	鉄骨構造Ⅱ		2		
建築構造計画		2			
建築数値解析		1			
建築材料実験		2			
建築構造実験		2			

科目 区分	授業科目の名称	単位数			摘要
		必 修	選 択	自 由	
専 門 教 育 科 目	建築環境実験		2		
	空間表現基礎		1		
	空間デザイン原論		2		
	住まいとインテリア		2		
	空間構造デザイン学		2		
	空間構成		2		
	空間演出デザイン		2		
	土質力学		3		
	数値処理		1		
	水理学Ⅰ		3		
	水理学Ⅱ		2		
	地盤工学Ⅰ		2		
	地盤工学Ⅱ		2		
	土木構造力学		2		
	土木施工技術		2		
	一般火薬学と法令		2		
	土木応用数学		2		
	上下水道工学		2		
	河川工学		2		
	道路工学		2		
	交通計画		2		
	土木施工管理		2		
	測量実習Ⅱ		2		
	都市マネジメントゼミⅠ		1		
	都市マネジメントゼミⅡ		1		
	土木法規		2		
	土木設計製図		2		
コンクリート実験		2			
水理・土質実験		2			
土木CAD		1			

〔別表2〕

区分	分野	授業科目	単位数			摘要
			必修	必修 択	選 択	
教職に 関する 科目	教職の意義等に関する科目	教師論	2			
	教育の基礎理論に関する科目	教育基礎論	2			
		教育心理学	2			
		教育制度論	2			
	教育課程及び指導法に関する科目	教育課程と特別活動	2			
		工業科教育法Ⅰ	2			
		工業科教育法Ⅱ			2	
情報科教育法Ⅰ		2				
情報科教育法Ⅱ				2		
教育メディア論	2					
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導論	2				
	教育臨床論	2				
教育実習	教育実習	3				
教職実践演習	教職実践演習（高）	2				

教育職員免許法附則第13項の適用にあたっては、別に定める。

〔別表 3〕

項 目	金 額
入 学 金	270,000円
授 業 料	年額 1,260,000円
合 計	1,530,000円
入学検定料	30,000円

足利工業大学学則抜粋

第11章 教授会

(教授会)

第35条 本学に、教授会を置く。

- 2 教授会は、学長、副学長及び専任の教授をもって組織する。ただし、必要な場合には臨時に准教授、専任講師及び助教を加えることができる。
- 3 教授会は、必要に応じて前項の構成員以外の者を出席させることができる。

(教授会の招集)

第36条 定例教授会は、毎月1回とする。ただし、臨時教授会は、学長が必要と認めたとき又は構成員の3分の2以上の請求があったときにこれを招集する。

(会議の成立)

第37条 会議は、会員の過半数の出席によって成立し、その議事は出席会員の過半数によってこれを決める。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。

(議長)

第38条 学長は、教授会を招集してその議長となる。

(審議事項)

第39条 教授会は、次の事項を審議する。

- (1) 学則の変更及び規則の制定、変更に関する事項
- (2) 教育課程に関する事項
- (3) 入学並びに成績考査及び卒業に関する事項
- (4) 退学、休学及び転学に関する事項
- (5) 学生の賞罰に関する事項
- (6) 教授研究及び学生指導に関する重要な事項
- (7) 教員の任用に関する事項
- (8) その他学長からの諮問事項

(細則)

第40条 教授会に関する細則は、別に定める。

足利工業大学 教授会に関する細則

第1条 学則第40条の規定に基づき、教授会の運営に関する細則を定める。

第2条 学則第35条第2項ただし書きより、准教授、専任講師及び助教を教授会に出席させる場合は、次の各号の一に該当するときに限る。

- (1) 教授が出張又は病気その他の事由により出席できない場合、その教授が担当する授業科目に関連を有する准教授、専任講師及び助教の出席を所属学科・課程の主任教授が承諾又は指名をしたとき。
- (2) 学則第39条第3号から第6号の事項に関し、意見を聴取する必要があるとき。
- (3) その他教授会又は学長が出席を求めたとき。

第3条 学則第35条第3項の構成員以外の者とは、理事者、事務局長、及び議案に関係を有する事務局の課長の職にある者、その他学長が特に指名したものとする。

2 前項に規定する者が教授会に出席した場合、教授会の表決には加わらないものとする。

3 第1項に規定する者が教授会に出席する場合は、あらかじめ学長が当該者に通知するものとする。

第4条 学長は学則第36条に基づき教授会を招集しようとするときは、開催日時、場所及び会議に付議すべき事項を文書をもって会議の5日前までに通知しなければならない。ただし緊急を要する場合はこの限りでない。

2 学則第36条ただし書後段の規定に基づき、教授会構成員が教授会の招集を学長に請求する場合は、10日前までに事務局庶務課長に議案とその提案の理由を文書に明記して申し出なければならない。

第5条 学長がやむを得ず教授会に出席できないときは、副学長が学則第38条に規定する議長となる。

第6条 教授会の事務は事務局において行う。

2 教授会の庶務をつかさどるため幹事及び書記を置く。幹事には事務局長を、書記には庶務課長の職にある者をもってこれに当てる。

3 書記は会議の都度議事の概要を記録しなければならない。議事の概要は次回の教授会において確認を得た上、これを保管しなければならない。

第7条 学長は教授会の招集が著しく困難又は緊急やむを得ない事由あるときは、持廻り教授会をもって教授会の招集にかえることができる。

附 則

この細則は、昭和46年4月1日から施行する。

この細則は、平成19年4月1日から施行する。